

みずえ西部

住みよい新しいまちづくり

登録番号 (30) 6
平成31年1月21日 おしらせNo.39
発行 東京都第一市街地整備事務所
〒104-0054 中央区勝どき1-7-3
電話 03(3534)3405
第一市街地整備事務所ホームページ
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/index.html>



瑞江駅西部地区（平成29年12月撮影）

ごあいさつ

東京都第一市街地整備事務所長
佐藤 賢治

初春の候、皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年4月1日付で、着任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

当地区では、関係する皆さまのご協力の下、お陰様をもちまして事業完了に向けた換地計画の作成が終了し、現在、換地計画の「個別説明会」及び「縦覧」の準備を行っているところでございます。

また、工事におきましては、外周道路及び地区内の区画道路の舗装工事や電線類の地中化に鋭意取り組んでおり、最終の仕上げの段階になってまいりました。

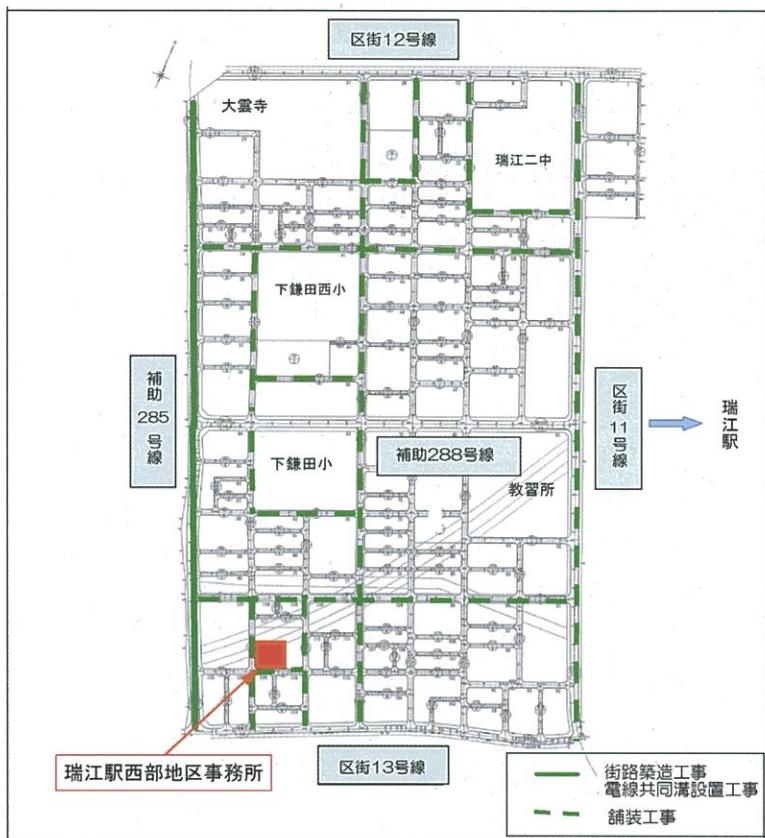
当所では、事業実施による当地区の活性化、交通の円滑化、面的な電線類の地中化などによる防災性の向上など、まちづくりに携わらせて頂けたことに職員一同大変感謝をいたしております。引き続き最後まで全力で事業の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

土地区画整理審議会が開催されました

平成30年11月27日及び同年12月18日に第50・51回土地区画整理審議会が開催されました。審議会では、換地計画について諮問し、答申されました。さらに、平成30年度の工事概要及び事業計画変更について報告しました。

平成30年度工事施行箇所図

平成30年度は、補助285号線、区街11号線及び地区内の区画道路（※緑実線及び点線）の箇所において街路築造工事及び電線共同溝設置工事、舗装工事を実施しています。



整備状況

補助285号線は、電線共同溝が整備され、電線の地中化を進めています。地中化が完了したところから、歩道及び車道の整備を行います。

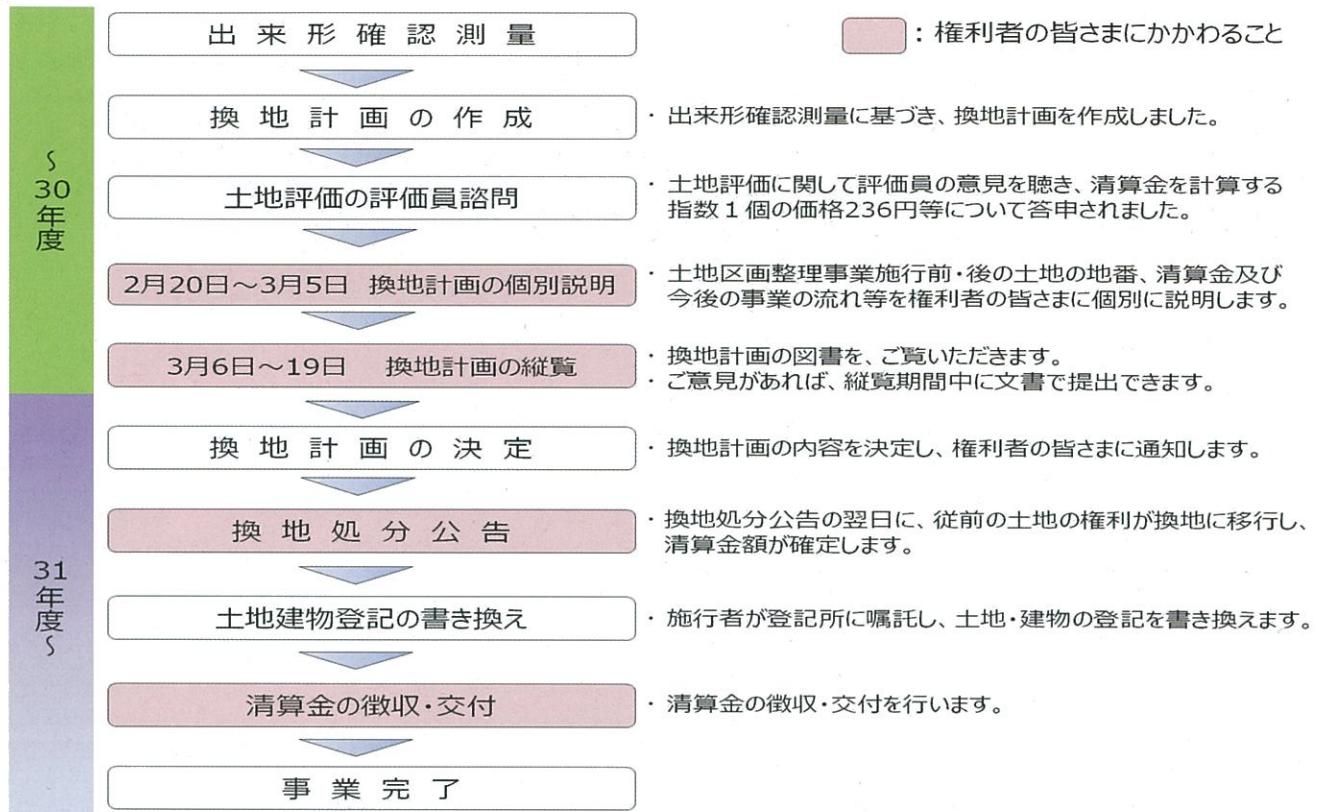
区街11号線及び地区内の電線の地中化が完了し、電柱が抜けた箇所は、歩道と車道の仕上げ工事を実施してまいります。



(平成30年12月撮影)

平成31年度の換地処分に向けて

これまで地権者の皆さまのご協力をいただきながら、以下の流れ図のように進めて参りました「換地計画」について、お陰様を持ちましてようやく出来上がり、今後、登記書替えする地番や地積、最終的な清算金の額などを説明し、ご覧いただく段階を迎えることができました。



一 換地計画の個別説明、縦覧を実施します 一

【換地計画の個別説明】

地権者の皆さまに、ご本人の換地計画、今後のスケジュール等の書類を近日中に書留郵便で発送いたしますので、内容をご確認願います。

その資料については、「換地計画の個別説明」において、都職員からご説明させていただきます（個別説明のご案内についても同封しております）。

日 時：平成31年2月20日（水）から3月5日（火）まで（土日を含みます）

午前9：15～12：00、午後1：00～5：00

場 所：江戸川区東瑞江3-23-19 瑞江駅西部地区事務所

【換地計画の縦覧】

換地計画の図書全般をご覧いただくため、土地区画整理法に基づき「縦覧」を実施いたします。換地計画に対して意見がある場合は、この期間中に意見書を提出することができます。

日 時：平成31年3月6日（水）から3月19日（火）まで（土日を含みます）

午前9：00～午後5：00

場 所：江戸川区東瑞江3-23-19 瑞江駅西部地区事務所（個別説明と同じです）

※このページに関するお問い合わせは、事業課瑞江駅西部換地担当（電話03-3534-3420）までお願いいたします。

施行者（第一市街地整備事務所）からのお願い

借地権・賃借権が変動した場合は、速やかに届け出をしてください。

次のような場合は、仮換地指定や換地処分が受けられないなどの支障が生じないように、施行者に忘れずには届け出をしてください。

- 1 未登記の借地権あるいは賃借権を申告していない場合、または、新たにそれらの権利を設定した場合
- 2 施行者に既に申告してある借地権あるいは賃借権に変動（移転・変更・消滅）、または住所、氏名に変更があった場合

土地を分筆・合筆を行う場合は、施行者に相談してください。

土地を分筆、合筆しようとする場合は、既に決定している換地設計を変更する必要があります。

つきましては、土地の売買や相続等により土地の分筆や合筆を行うときは、必ず事前にご相談ください。

地区内での建築行為等は、換地処分がされるまでは、土地区画整理法第76条の許可が必要です。

次のような建築行為等は、東京都知事、または江戸川区長の許可を受けないと行うことができません。

- 1 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 2 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- 3 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

これらの制限は事業を円滑に進めるため、事業の障害となる行為を抑制する必要から定められたものです。

事業についての窓口

土地区画整理事業についてのご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

瑞江駅西部地区事務所

- ★建築行為等を行う場合の許可申請に関すること
- ★土地の分筆や権利変動の届出に関すること
- ★工事監督に関するこ
- ★事業全般に関するこ

TEL 03 (3676) 6035

東京都第一市街地整備事務所

★審議会に関するこ	管 理 課	調査清算担当	TEL 03 (3534) 3405
★建物等の補償に関するこ	補 償 課	補 償 担 当	TEL 03 (3534) 3409
★建物等の移転に関するこ		移 転 担 当	TEL 03 (3534) 3413
★事業計画に関するこ	事 業 課	計 画 担 当	TEL 03 (3534) 3419
★建築行為等の制限に関するこ		瑞江駅西部 換 地 担 当	TEL 03 (3534) 3420
★換地に関するこ		工 务 担 当	TEL 03 (3534) 3442
★権利申告や土地の分筆に関するこ			
★道路宅地造成等の工事に関するこ			



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています